

自社用の備品や車など

仕入れて売るため…ではなく、
自社で「社内用の備品」を
買ったとき。

その単価が10万円以上なのに
“消耗品費”としてしまって
いませんか？

仕事用の車を買ったとき。

“車両費”という勘定科目を
うっかり選んでいませんか？

そのままの入力結果で決算書や
申告書を作ってしまうと、それは
「間違い」です。

大事なポイントなので
しっかり押さえておきましょう。

【これではダメ！】



社内用 PC の領収書。
消耗品で入力した。
何でこれがダメ？

単価 10 万超えは
器具備品として
いったん資産項目に
しとかないと。

【あるべき姿】



選択肢その 1

借方	金額	貸方	金額
器具備品	275,000	現金	275,000
減価償却費	275,000	器具備品	275,000

選択肢その 2

借方	金額	貸方	金額
器具備品	275,000	現金	275,000
減価償却費	個別に計算	器具備品	個別に計算

但し上記の「選択肢その 1」は青色申告の適用をうけている
個人事業主と法人だけが選べるものです。

これは固定資産取得の一例です。その他の注意点については
当事務所より個別にご説明・ご案内差し上げます。

【会計ソフトではこうなっている！（free の場合）】

① まずは取引そのものを登録

勘定科目がポイント。
工具器具備品、車両運搬具などの
「固定資産」カテゴリのものを
選びましょう。

② 固定資産台帳にも情報を登録

どの会計ソフトにもついている。
「固定資産台帳」に情報を
登録しておきましょう。
※減価償却費の計算がラクに！